

ねん ど へいせい ねん ど
2013年度（平成25年度）
きょうと し たぶんか し さくこんわ かい ほうこくしょ
京都市多文化施策懇話会 報告書

きょうと し たぶんか し さくこんわ かい
京都市多文化施策懇話会
ねん へいせい ねん がつ
2014年（平成26年）3月

目次

I	京都市への提言	1
1	地域での多文化共生の促進について	2
2	多文化共生と高齢者福祉について	4
3	外国籍市民等の子育てに係る支援及びネットワークづくりの促進	6
II	資料	9
1	2013年度（平成25年度）会議について	10
2	2012年度（平成24年度）提言を受けての京都市の取組	14
3	市政総合アンケート「京都市の国際化について」の結果概要	16
4	京都市における外国籍の住民基本台帳登録者数	18
	京都市多文化施策懇話会 委員	20
	京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	21
	京都市多文化施策懇話会規則	24

I ^{きょうとし}京都市への^{ていげん}提言

1 地域での多文化共生の促進について

【提 言】

- 1-1: 地域に根差した多文化交流活動拠点を増やし、各交流拠点間における連携をはかりながら、地域主体の多文化共生を推進すること
- 1-2: 行政と民間とが、その長所を生かし補完し合う形で、協働して多文化共生の促進に取り組むこと

【現状・課題】

- 本年度の懇話会では、多文化交流拠点のモデルとして、南区東九条の「京都市地域・多文化交流ネットワークサロン」(※)が紹介された。

「ネットワークサロン」では、古くからこの地域において、在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国籍市民を含む地域住民及び各種団体により、自主的な地域活動や多文化共生に向けた取組が活発に行われてきた地域特性をいかし、「地域・多文化交流フェスティバル」や外国籍市民団体の協力によるワークショップといった、地域住民や各種団体を主体とする地域交流・多文化交流を深める取組が行われている。

こうした地域交流拠点の機能や理念を市内各所へ広げ、各地域において、それぞれの特性に応じた多文化交流拠点を設けるとともに、拠点間の情報交換などを目的に、相互の連携や交流を推進させることが求められる。保育園、幼稚園、学校、商店街など日常の地域活動の拠点において、地域の実情やニーズに合わせた多種多様な多文化交流の取組を展開していくなどの工夫が大切である。

- 2013年(平成25年)1月に実施した「平成24年度第2回市政総合アンケート調査『京都市の国際化』」の結果では、日本に住む外国籍の方や外国からの観光

きゃく にちじょうてき こうりゅう かいとう かた ぜんたい めい わり いじょう
客と「日常的な交流がない」と回答された方は全体（1,184名）の8割以上（1,009
めい し にちじょうてき こうりゅう かいとう かた わりてい ど めい
名）を占め、「日常的な交流がある」と回答された方は1割程度（154名）であった。
にちじょうてき こうりゅう かいとう わりあい もっと たか がくせい こうりゅう ひ
「日常的な交流がある」と回答した割合が最も高かったのは学生であり、交流の比
かくてきすく かいしゃいん こうむいん しゆふ しゆふ た こうりゅう じょうきょう さ
較的少ない会社員・公務員や主婦（主夫）といった他のグループと交流の状況に差
があった。

ちいき す がいこくせきし じんとう きんじょ かんしん せつもん たい
また、「地域に住む外国籍市民等との近所づきあいへの関心」という設問に対し
かんしん もっと たか さいだい じゃくねんそう もっと ひく さいだい ひ
て、関心が最も高いのが20歳代の若年層で、最も低いのが70歳代だった。比
かくてきじゃくねん ぞく さいだい さいだい かんしん ひく せだい
較的若年に属する30歳代は40,50歳代よりも関心が低いなど、世代によって
たぶんか かんしん かた さまざま ぞくせい せだい おう こくさいこうりゅう
多文化への関心のあり方は様々である。それぞれの属性や世代に応じた国際交流
きかい そうしつ ひつよう
の機会の創出が必要である。

きょうと しない たぶんか きょうせい すいしん と く だんたい
京都市内には、多文化共生の推進に取り組んでいるボランティア団体やNPO、
こじん たすうそんざい がいこくせきし じんとう たいしゅう せいかつそうだん にほんごきょうしつ たげんご
個人が多数存在し、外国籍市民等を対象とした生活相談や日本語教室、多言語で
ぼうさい とりくみ たぶんか こうりゅう もも さまざま かつどう てんかい
の防災の取組、多文化交流の催しなど様々な活動を展開している。こういった多
ぶんか きょうせい とりくみ ひろ せだい こ すべ しみん こくさいりかい ふか
文化共生の取組を広げ、世代を越えて全ての市民の国際理解を深めるためには、
ぎょうせい こうざい きょうと し こくさいこうりゅうきょうかい こうてき だんたい じんかん かつどうだんたい き
行政、（公財）京都市国際交流協会などの公的な団体、そして民間の活動団体・機
かん おのおの やくわり めいかく ぶぶん
関などが、各々の役割を明確にしなが、それぞれがアプローチしにくい部分に
ほかん あ きょうどう ちいきじゅうみん いったい ちいきこうりゅう たぶんか きょうせい ば
ついて補完し合って協働し、地域住民と一体となった地域交流・多文化共生の場
ていきょう もと
を提供することが求められる。

※ 京都市地域・多文化交流ネットワークサロン

へいせい ねん ねん がつ みなくひがしくじょう おお がいこくせきし じん ふく ちいきじゅうみんとう じ
…平成23年（2011年）7月、南区東九条において、多くの外国籍市民を含む地域住民等による自
しゅかつどう かつぱつ おこな ちいきとくせい ちやくもく しばひろ じゅうみん たいしゅう じゅうみんしゆたい ちいきこう
主活動が活発に行われてきた地域特性に着目し、より幅広い住民を対象とした住民主体の地域交
りゅうおよ たぶんか こうりゅう ふか かくしゅじぎょう じつし きよてん かいせつ
流及び多文化交流を深める各種事業を実施する拠点として開設

2 多文化共生と高齢者福祉について

【提 言】

2-1: 外国籍市民や、外国に文化的背景を持つ市民の高齢化の状況について、その実態を把握して、課題を検証すること

2-2: 地域の外国籍高齢者や外国に文化的背景を持つ高齢者を支える人材の育成と、関係者・団体間のネットワークづくりをおこなうこと

【現状・課題】

・ 京都市に住む在日韓国・朝鮮人の方々については、市全体の傾向と同様に高齢化が進んでいる（次頁資料参照）。また市内には中国帰国者やその配偶者、親族の方々が多く住んでいる。中国帰国者やその家族の方々は、日本で生活する中で、言葉の壁や生活習慣の違いに戸惑われることが少なくないが、そういった中で一世の方々の高齢化はとりわけ差し迫った問題である。また、ニューカマーとして来日した外国籍市民が永住権資格を取得するケースも増加傾向にあり、こうした外国籍市民や外国に文化的背景をもつ市民の高齢化の実態や今後の高齢化についての予測、介護ニーズの現状を把握し、課題を検証することが求められる。

・ 京都市では外国籍市民等への高齢・障害福祉施策として、「京都市高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業」（※1）を実施している。同事業は、京都に暮らす外国籍、あるいは外国に文化的背景を持つ高齢者及び障害者のために、「外国人福祉委員」（※2）を育成し、要支援者の要請を受けて訪問、電話、相談対応等の活動を行っているものである。今後、外国籍市民等の高齢化が予測される中で、こうした外国籍市民等の高齢者の様々なニーズに対応できる人材の育成が必要とされる。

がいくせきし みるとう おお す みなみくひがしくじょう ちいき こうれいか もんだいこそだ とう
 外国籍市民等が多く住んでいる南区東九条地域では、高齢化問題、子育て等の
 ちいきふくし たざき みるせいじ どうい いん ろうじんふくし いん かたがた がいくじんふくし いん れんけい
 地域福祉に携わる民生児童委員や老人福祉員の方々が、「外国人福祉委員」と連携
 して、地域の外国籍の方に対する支援・働きかけをされている。

また、中国帰国者に関しては、二世、三世が中心となり、一世向けの介護予防
 きょうしつ おこな きこくしゃ ちいきしゃかい よ せいかつ おく
 教室を行われているほか、帰国者が地域社会でより良い生活を送ることができる
 しえんかつどう ちゅうしん じんざい いくせい と く
 よう、支援活動の中心となる人材の育成にも取り組まれている。

今後は、これらの地域をはじめ、市内の全ての地域における外国籍市民等の高
 んご ちいき しな い すべ ちいき がいくせきし みるとう こう
 齢化問題に対応するために、地域で活躍する民生児童委員、老人福祉員、外国人
 れいか もんだい たいおう ちいき かつやく みるせいじ どうい いん ろうじんふくし いん がいくじん
 福祉委員をはじめとする、高齢福祉関係者について、多文化理解の促進や人材の
 ふくし いん こうれいふくし かんけいしゃ たぶん かりかい そくしん じんざい
 育成を進めるとともに、これら関係者間の連携をより一層深めることが重要であ
 る。

※1 京都市高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業
 きょうと し こうれい しょうがいがいくせきし みるふくし りよう じよせいじぎょう
 …京都に暮らす外国籍、あるいは外国に文化的背景を持つ高齢者及び障害者が、必要な福祉サービ
 きょうと く がいくせき がいくく ぶん かできはけい も こうれいしやおよ しょうがいしゃ ひつよう ふくし
 スを利用することができるよう、外国語によるコミュニケーションが可能な者等が訪問相談や福
 りよう がいくご か のう ものとう ほうもんそうだん ふく
 祉サービスの利用支援等を行う団体に対して助成を行う事業

※2 外国人福祉委員
 がいくじんふくし い いん
 …京都に暮らす外国籍、あるいは外国に文化的背景を持つ高齢者及び障害者の福祉推進にあたり、
 ほうもん そうだんたいおう ちいき とう しえん おこな
 訪問、相談対応や地域でのみまもり等の支援を行っている。

(資料) 京都市における高齢化率について

こくせいちようさ
 国勢調査

	2005年(平成17年)		2010年(平成22年)	
	京都市全体	韓国・朝鮮籍	京都市全体	韓国・朝鮮籍
総数(人)	1,474,811	23,164	1,474,015	19,941
65歳以上人口(人)	292,927	3,983	330,047	4,783
高齢化率(%)	19.9	17.2	22.4	24.0

3 外国籍市民等の子育てに係る支援及びネットワークづくりの促進

【提 言】

3-1: 外国籍、あるいは日本人との国際結婚により生まれた子どもをはじめとする、外国に文化的背景を持つ子どもたちの子育てに関わる方々の多文化理解の促進と人材の育成に努めること

3-2: 外国籍市民等の子育てに関する情報を、関係機関と連携して、確実に提供できるように努めること

【現状・課題】

海外からの留学生をはじめ、本市に新たに在住する外国籍市民が増加するなか、外国籍、あるいは日本人との国際結婚により生まれた子どもをはじめとする、外国に文化的背景を持つ子どもたちの子育てに関するニーズが高まっている。

教育関係者や子育て支援に関わる関係者が、外国籍等の子どもやその保護者についての理解をより深めるために、多文化共生に関する各種研修や情報提供の充実に取り組むとともに、地域における多文化共生の担い手となる人材の育成などによって、子育ての環境整備を行うことが必要である。

例えば、保育士、幼稚園教諭、地域の子育て支援機関の職員等、関係者を対象に多文化共生や多言語化の重要性などに関する研修を行うことが考えられる。

あわせて、子育て支援施設などを利用する子どもたちやその保護者に対する支援が十分に行き届くように、多文化共生を支援する市民団体・NPOなどとの連携を図っていくことも必要である。

外国籍等の子どもたちを多く受け入れている保育所では、多文化保育の経験やノウハウが蓄積されている。また、市内には、地域で子育てをしている外国籍等の家庭の

支援に取り組んでいる市民団体なども存在する。こうした経験やノウハウを、市全域の保育所などで共有できる環境をつくる必要があるとともに、来日して間もない外国籍市民等が家庭で子育てを行う場合にも、地域で孤立することなく、必要な情報が十分に手に入るよう、子育てに関する情報提供を推進することが求められる。

「京都市母子保健通訳派遣事業」(※)等の紹介など、子育てに関する有用な情報を保護者に的確に届けるためには、多言語による情報発信を充実させるとともに、子育てに関わる団体・機関と連携を図り、より行き届いた情報提供を行うことが必要である。例えば、京都へ転入を考えている子育て中の外国籍市民でも、来日前に事前に情報を収集できるように、ホームページやソーシャルメディア等を活用し、その他の生活情報と合わせて、一元的に情報提供することが望ましい。

※ 京都市母子保健通訳派遣事業

…新生児訪問・乳幼児健診・育児支援家庭訪問・妊婦訪問等において、子育てをしている外国籍市民等が言葉のサポートを必要とする場合に、通訳者(英語と中国語等)が保健師に同伴

資料 京都市における0歳～6歳の人口統計

住民基本台帳(2013年(平成25年)10月1日現在)

	京都市	北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区
全 体	76,691	5,611	3,692	8,309	5,364	1,368	7,318	3,835	5,556	10,887	9,046	15,705
外国籍	1,134	54	46	184	43	16	34	44	178	135	110	290
全体に占める 外国籍の割合 (%)	1.48	0.96	1.25	2.21	0.80	1.17	0.46	1.15	3.20	1.24	1.22	1.85

Ⅱ 資 料

1 2013年度（平成25年度）会議について

2013年度（平成25年度）には、「地域に根付いた多文化共生のまちづくり」をテーマに4回の会議を開催しました。会議ごとに各分野の関係者からこれまで関わってきた多文化共生の取組について報告をいただき、議論しました。

第1回会議

日時：2013年（平成25年）7月1日（月）

場所：京都市役所

議題：「市政総合アンケートによる市民意識調査の結果について」

報告：「市政総合アンケートについての二次分析」（担当：事務局）

第2回会議

日時：2013年（平成25年）10月10日（木）

場所：京都市地域・多文化交流ネットワークサロン

議題：「多文化共生と福祉」

報告：「京都市地域・多文化交流ネットワーク促進事業の概要について」

（担当：京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

「京都市地域・多文化交流ネットワーク促進事業実施状況について」

（担当：京都市地域・多文化交流ネットワーク促進事業業務受託者

社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会地域福祉センター

希望の家 代表 前川修氏）

「多文化共生と福祉～東九条・高齢者の実態から～」

（担当：東九条地域における医療・福祉のネットワークを発展させ

る連絡会 叶信治氏）

だい かい かい ぎ
第3回会議

にち じ ねん へいせい ねん がつ にち もく
日 時：2013年（平成25年）12月12日（木）

ば しょ きょうと しょうせい ほいくしょ
場 所：京都市養正保育所

ぎ だい たぶん かきょうせい しゅうがくまえ こそだ
議 題：「多文化共生と就学前子育て」

ほう こと きょうと しょうせい ほいくしょ たぶん かきょうせい ほいく たんとう きょうと し
報 告：「京都市養正保育所における多文化共生保育について」（担当：京都市
養正保育所 所長 橋本久美氏）

たぶん かきょうせい こそだ たんとう にほんご ぼご
「多文化共生と子育てについて」（担当：Jafore 日本語を母語としない

かぞく こそだ しえん にしめぐみ し
家族のための子育て支援チーム 西恵味氏）

だい かい かい ぎ
第4回会議

にち じ ねん へいせい ねん がつ か か
日 時：2014年（平成26年）2月4日（火）

ば しょ きょうと しゃくしょ
場 所：京都市役所

ぎ だい たぶん かきょうせい こうれいしゃふくし
議 題：「多文化共生と高齢者福祉について」

ねんど へいせい ねんど ていげん
「2013年度（平成25年度）提言について」

かいぎ おも いけん ていげん ほんえい のぞ
会議での主な意見 (提言に反映されたものを除く)

- 1 にほんじん がいこくせきし みんとう たが まな りかい あ きかい がいこくせきし みん
とう みずか みんぞく かん まな かんきょう さら そうしつ つと
日本人・外国籍市民等がお互いについて学び理解し合う機会と、外国籍市民
等が自らの民族に関して学ぶ環境について、更なる創出に努めていただきたい。

- 2 たげん ご か すす げんかい にほん ご もち さら
多言語化を進めることには限界があるため、やさしい日本語を用いることを更
すす
に進めていかなければならない。

- 3 りゅうがくせい にほん ふくし かい ご かんしん も がくせい おお にほん しせつ はたら
いという熱意を持つ者も多い。しかし、そうした業種への就職で日本に滞在で
ねつ い も もの おお ぎょうしゆ しゅうしょく にほん たいざい
きる在留資格がないため、実際は「人文知識・国際業務」という要件の厳しい
ざいりゅうしかく じっさい じんぶん ちしき こくさいぎょうむ ようけん きび
資格を取得しなければならぬ。今後は、日本で学ぶ留学生が引き続き日本の
しかく しゅうとく こんご にほん まな りゅうがくせい ひ つづ にほん
福祉施設などに就職しやすい仕組づくりが必要であり、行政にも協力を求めたい。
ふくし しせつ しゅうしょく しくみ ひつよう ぎょうせい きょうりやく もと

- 4 ちいき たぶんか こうりゅうじぎょうとう かいさい さい し ほじょきん う けい
地域での多文化交流事業等を開催する際に市の補助金を受けてはいるが、継
ぞく ねん う こうふじょうけん じぎょう けいぞく
続して2年までしか受けられないなどの交付条件がある。事業を継続させるた
あんていてき ざいげん かくほ うんえいしゅうほう かくりつ ひつよう
めには、安定的な財源を確保できる運営手法を確立することが必要である。

懇話会ニュースレターの発行

会議の内容を広く市民の方に知っていただくため、ニュースレター No. 11～13 を発行し、各区役所等に設置・配布しました（編集：京都市多文化施策懇話会事務局（京都市総合企画局国際化推進室）、発行：京都市総合企画局国際化推進室）。

○ニュースレター No. 11 の主な内容：2013年（平成25年）10月31日発行
第1回会議の内容紹介（報告：「市政総合アンケートによる市民意識調査の結果について」）、京都市総合防災訓練について、119番通報等における5箇国語通訳

○ニュースレター No. 12 の主な内容：2014年（平成26年）1月31日発行
第2回会議の内容紹介（報告：「京都市地域・多文化交流ネットワーク促進事業の概要について」、「京都市地域・多文化交流ネットワーク促進事業実施状況について」、「多文化共生と福祉～東九条・高齢者の実態から～」）、京都市地域・多文化交流ネットワークサロンの紹介

○ニュースレター No. 13 の主な内容：2014年（平成26年）3月末発行予定
第3回会議・第4回会議の内容紹介（報告：「京都市養正保育所における多文化共生保育について」、「多文化共生と子育てについて」～Jaforeの活動紹介～、「多文化共生と高齢者福祉について」、「2013年度（平成25年度）提言について」）

※ ニュースレターを御希望の方は、下記までお問合せください。ホームページからもご覧になれます。

京都市総合企画局国際化推進室

TEL 075-222-3072 FAX 075-222-3055

E-mail:kokusai@city.kyoto.jp

http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000087864.html

2 2012年度（平成24年度）提言を受けての京都市の取組

昨年度（2012年度（平成24年度））の本懇話会からの提言を受けて、京都市では下記のとおり新たな事業への着手や既存事業の拡大など、さまざまな取組が進められています。

【提言1】多文化共生にかかわる人材育成とネットワークづくりの促進

- 1-1: 多文化共生推進の担い手となる人材を育てるとともに、さまざまな関係者や関連団体間の活動をつなぐ橋渡し役となる人材の育成に取り組むこと
- 1-2: 多文化共生に取り組んでいる関係者や関連団体が、相互に連携するためのネットワークづくりを支援すること

【2013年度（平成25年度）の取組】

1 国際交流ボランティア推進の取組

- ・「ボランティアステップアップ講座」を開催。

国際交流ボランティアのボランティア活動の質の向上を図り、スキルアップを図るための講座を実施した。（主催 京都市）

- ・「ボランティア活動で出会う京都～1 day volunteer in KYOTO～」を実施。

京都市における国際交流ボランティア活動を推進し、また、外国籍市民等にも地域住民の一員として様々な地域活動で活躍してもらうために、外国籍市民等に京都市内の福祉施設等でのボランティア活動を体験してもらった。（主催（公財）京都市国際交流協会）

2 ネットワークづくりの支援

- ・「グローバルセッション&コミュニティ交流会」を開催。

外国人コミュニティ及び外国人支援団体の参加者が子育て、高齢者、宗教、留学生等様々なテーマで意見交換を図り、相互に学び、今後のネットワーク構築に向けて交流を深めた。

- ・「留学生OB・OGネットワーク事業」を開始。

フェイスブック（ページ名：Kyoto, you are my home.）により留学生の相互交流の場を提供するとともに、京都に関する情報を発信している。

3 「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」の取組の拡大

2010年度（平成22年度）から、京都市内に在住する外国籍市民等に、各種団体や地域、学校の催しなどにおいて講演や文化紹介等を行ってもらう事業を実施している。

2013年度（平成25年度）には、講演や文化紹介等を行う登録者を拡充し、以下のような催しにおいて本事業を活用した。

- ・「グローバル子育て講座」を実施

右京消防署に対する職員研修として、「外国籍市民が抱える災害時の課題と対処法」を実施。

【提 言 2】外国籍市民等を対象とした情報提供の推進と、国籍や文化を超えて学び合う場の充実

- 2-1: 日本語学習の機会や防災に関する情報など、日本での生活に必要な情報を、効果的にわかりやすく提供すること
- 2-2: 外国籍市民等に日本語や日本の生活習慣などを学んでもらうとともに、すべての市民が、国籍や文化の違いを超えて、ともに学び合う場を充実させること

【2013年度（平成25年度）の取組】

- 1 119番通報等における5箇国語通訳の開始
- 消防局では、外国語での119番通報や、災害現場等での外国籍の方との対応を円滑にするため、2013年（平成25年）10月1日から、電話同時通訳サービスを用い、通訳体制の運用を開始した。対応言語は、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語で、24時間365日対応可能。
- 2 京都府下における日本語教室情報の提供
- 京都市を含む京都府下の日本語教室マップを作成して、外国籍市民等に周知している。

【提 言 3】多文化共生の推進による地域交流、地域コミュニティの活性化

- 3-1: 外国籍市民等と地域住民との交流の場を増やし、外国籍市民等の自治会・町内会への加入や地域行事への参加を促進する取組を行うこと
- 3-2: 外国籍市民等に地域社会の担い手として活躍してもらうことで、地域コミュニティを活性化する取組を実施すること

【2013年度（平成25年度）の取組】

- 1 「外国人留学生交流促進補助事業」の充実
- 留学生の生活を支援する公益財団法人等による事業に限って補助金を交付していた従来の制度を改正し、市内の様々な団体による留学生交流事業を補助金交付対象に加えることで、留学生と地域住民の協働による地域活性化を促している。
- 2 「地域活動ハンドブック」の配布
- 京都市地域コミュニティ活性化条例に基づき、地域における人との絆づくりを進めるために「地域活動ハンドブック」を配布して、全ての地域住民が異なる文化や風習、価値感などの違いを認め合いながら相互理解や交流に努めることや、外国籍市民等の地域活動への参加を呼びかけている。

3 市政総合アンケート「京都市の国際化について」の結果概要

本懇話会から提出された2011年度（平成23年度）提言3「多文化共生等に関する市民意識調査について」を受け、京都市では、2012年度（平成24年度）第2回市政総合アンケートを「京都市の国際化について」をテーマとして実施しました。

<市政総合アンケート調査>

市政の重要課題に対し、市民の皆様の御意見やニーズを的確に把握し、市民感覚を市政に行き渡らせ、現地・現場主義で市民の皆様と共に汗する市政運営を進めるため、年2回、毎回3,000人の方を対象に実施

(1) 調査概要

ア	調査テーマ	京都市の国際化
イ	調査目的	京都市の国際化推進施策に活かすため
ウ	調査対象	20歳以上の市民3,000人 (住民基本台帳から無作為抽出（外国籍市民を含む）)
エ	調査方法	回答用紙への記入方式（郵送）
オ	実施言語	日本語、ルビ付き日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語
カ	調査期間	2013年（平成25年）1月17日（木）～同年1月31日（木）
キ	有効回収数	1,184（回収率39.5%）

(2) 調査結果 報告書を作成し情報公開コーナーで閲覧に供するとともに、本市ホームページにおいて公開

<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000160770.html>

<主な調査結果>

- 経験した国際交流・国際協力として、「海外旅行」、「外国人の友人・知人がいる（いた）」、「外国語や外国文化を勉強」の順で回答が多かった。
- 「外国語を学ぶ」、「外国の文化、習慣、伝統を知ることができる講座、イベントへの参加」への関心が高かった。
- 外国籍市民や外国人観光客と「日常的な交流がある」という回答は1割程度であった。（「ある」と回答した割合が最も高かったのは学生であった。）
- 地域での交流に関しては半数以上の方が外国籍市民等に期待を持っていた。

- 外国籍市民等の増加による地域社会への影響として、「多様な文化、価値観の理解が進む」、「日本の文化や伝統を大切にしようとする気運が高まる」「コミュニケーションの必要性が高まり、地域のつながりが強まる」が多かった。
- 「日本文化や美しい景観など京都らしさを守り育てること」、「案内標識、交通機関、公共施設、観光施設などにおいて、外国語の案内を増やすこと」、「外国への情報発信」、「外国からの観光客、留学生を増やすこと」について、市への期待が大きかった。

＜詳細分析について＞

- 「地域に住む外国籍市民等との近所づきあいへの関心」について、最も高いのが20歳代で、最も低いのが70歳代であった。なお、30歳代は40、50歳代よりも低かった。(主婦(主夫)においては30歳代、40歳代で最も高かった。)
- 「外国籍市民への期待」は、全ての項目で交流経験があるグループの方が高かった。
- 「海外旅行」「外国人との交流イベント、国際セミナーなどへの参加」の経験がある人の方が、「外国籍市民の増加により、コミュニケーションの必要性が高まり、地域のつながりが強まる」と考える回答が多かった。
- 「京都市として進めるべき取組」に関しては、全ての項目で、交流経験があるグループの方がその必要性を強く感じていた。

4 京都市における外国籍の住民基本台帳登録者数

国籍別 外国籍の住民基本台帳登録者数

2013年(平成25年)12月末現在 単位(人)

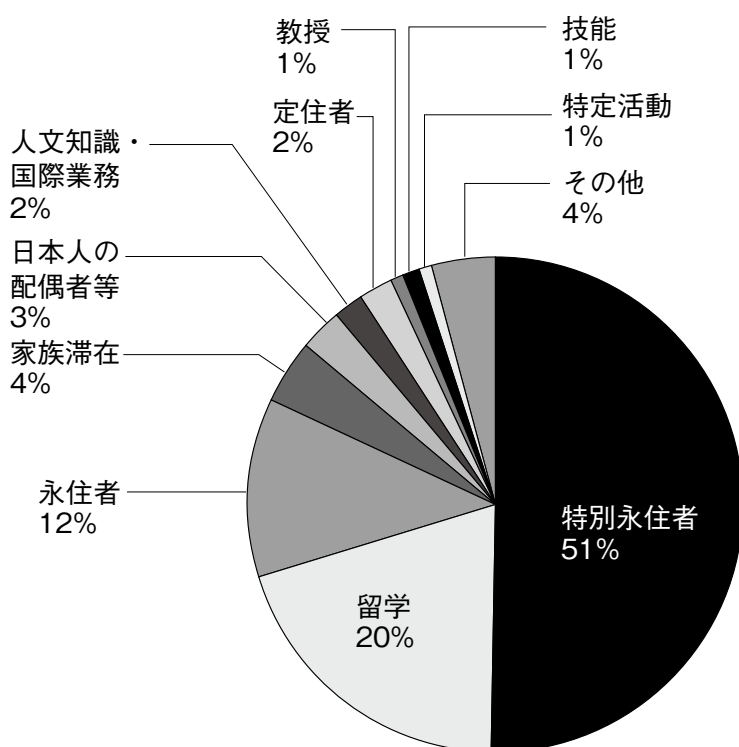
国籍(出身地)	登録者数	国籍(出身地)	登録者数	国籍(出身地)	登録者数
韓国	21,637	アイルランド	19	エクアドル	3
中国	9,401	デンマーク	18	ウガンダ	3
朝鮮	1,806	オーストリア	18	イラク	3
米国	924	南アフリカ共和国	16	アルジェリア	3
フィリピン	863	ブルガリア	16	アイスランド	3
台湾	771	ノルウェー	14	レバノン	2
ベトナム	508	キルギス	14	ルクセンブルク	2
タイ	366	ナイジェリア	13	ヨルダン	2
フランス	357	アルゼンチン	13	モルドバ	2
英国	330	チェコ	12	ホンジュラス	2
インドネシア	285	シリア	12	パレスチナ	2
インド	220	ウズベキスタン	11	ニカラグア	2
カナダ	217	ケニア	10	トルクメニスタン	2
ネパール	215	ギリシャ	10	チュニジア	2
ドイツ	202	コンゴ民主共和国	9	セルビア・モンテネグロ	2
オーストラリア	200	ポルトガル	8	セネガル	2
ブラジル	145	ボリビア	8	スワジランド	2
ロシア	138	ジャマイカ	8	ジンバブエ	2
イタリア	111	ラオス	7	キューバ	2
マレーシア	100	チリ	7	キプロス	2
スウェーデン	82	コロンビア	7	ガボン	2
スペイン	73	ガーナ	7	エルサルバドル	2
エジプト	68	モロッコ	6	ウルグアイ	2
モンゴル	65	エチオピア	6	東ティモール	1
イラン	60	アゼルバイジャン	6	ラトビア	1
ペルー	57	リビア	5	モルディブ	1
ニュージーランド	57	マリ	5	マラウイ	1
メキシコ	52	ベラルーシ	5	ボツワナ	1
ミャンマー	48	トンガ	5	ベナン	1
バングラデシュ	46	セルビア	5	ブルネイ	1
シンガポール	38	スーダン	5	パプアニューギニア	1
フィンランド	36	クロアチア	5	ニジェール	1
ベルギー	31	グルジア	5	ドミニカ共和国	1
スイス	31	リトアニア	4	タンザニア	1
スリランカ	30	マダガスカル	4	ジブチ	1
オランダ	30	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	4	ザンビア	1
ルーマニア	29	パラグアイ	4	クウェート	1
パキスタン	29	バーレーン	4	グアテマラ	1
トルコ	28	スロバキア	4	ガンビア	1
イスラエル	27	カメルーン	4	カタール	1
カンボジア	26	カザフスタン	4	オマーン	1
ウクライナ	26	イエメン	4	アラブ首長国連邦	1
アフガニスタン	26	アンゴラ	4	無国籍・未確定	31
ハンガリー	25	ベネズエラ	3		
ポーランド	23	ブルキナファソ	3	合計(134箇国・地域)	40,323
サウジアラビア	19	スロベニア	3		

ざいりゅうしかくべつ がいこくせき じゅうみん きほんだいちょうとうろくしゃすう
 在留資格別 外国籍の住民基本台帳登録者数

ねん へいせい ねん がつまつげんざい たん い にん
 2013年(平成25年) 12月末現在 単位(人)

ざいりゅうしかく 在留資格	にんずう 人数
とくべつえいじゅうしゃ 特別永住者	20,593
りゅうがく 留学	7,883
えいじゅうしゃ 永住者	4,836
かぞくたいざい 家族滞在	1,366
にほんじん はいぐうしゃとう 日本人の配偶者等	1,352
じんぶん ちしき こくさいぎょうむ 人文知識・国際業務	842
ていじゅうしゃ 定住者	674
きょうじゅ 教授	579
ぎのう 技能	320
とくていかつどう 特定活動	338
その他	1,540
そうすう 総数	40,323

きょうとし ざいりゅうしかくべつがいこくじんとうろくしゃすう
 京都市における在留資格別外国人登録者数



きょうと したぶんか しさくこんわかい いいん
京都市多文化施策懇話会 委員

けいしょうりやく ごじゅうおんじゅん
(敬称略・五十音順)

	し めい 氏 名	しよくめい こくせき 職名又は 国籍・ルーツとなる国
指 名 委 員	ありた みちよ 有田典代	とくひ えい かんさいこくさいこうりゅうだんたいきょうぎかい りじ (特非営) 関西国際交流団体協議会 理事 こうざい きょうと し こくさいこうりゅうきょうかい りじ (公財) 京都市国際交流協会理事
	かたやまゆき お 片山幸雄	いちざい きょうと きょうかい (一財) 京都ユースホステル協会ユースホステル部長 きょうと しゅうたの しよちよう 京都市宇多野ユースホステル所長
	かわた よう こ 河田洋子	もと こうざい はは がくせい かい きょうと し ぶ こくさいじょしりゅうがくせい 元(公財)「母と学生の会」京都支部 国際女子留学生セン ター館長
	しばた しげのり 柴田重徳	きょうと し こくさいこうりゅうかいかんかんちよう 京都市国際交流会館館長 こうざい きょうと し こくさいこうりゅうきょうかい りじ (公財) 京都市国際交流協会理事
	にしおかしょう こ 西岡正子 ※ 座長	きょうと し だんじょきょうどうさんかく かんちよう 京都市男女共同参画センター館長 ぶつぎょうだいがくきょういくがく ぶ きょうじゆ 佛教大学教育学部教授
公 募 委 員	かんなお こ 姜直子	に ほん [日 本]
	きむじゅまん 金周萬	かんこく [韓国]
	シガル・オレーナ	[ウクライナ]
	ジョージ・プリマベーラ	[フィリピン]
	ちよう けん 張 健	ちゆう こく [中 国]
	ふくい よしぎだ 福井義定	に ほん [日 本]
ポンキワラシン・プラー	[タ イ]	

- 任期は2012年(平成24年)4月1日から2014年(平成26年)3月31日までの2年間
- 指名委員は市長が適当と認めた者を委嘱
- 公募委員は市民から公募により選出

きょうと ししつこう きかん ふぞく きかん せつちとう かん じょうれい
京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

しゆし
(趣旨)

だい じょう 1 条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等
かん ひつよう じこう さだ
に関し必要な事項を定めるものとする。

せつち
(設置)

だい じょう 2 条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関、その名称、担任する事務
なら いん ていすうおよ にんき べつびよう
並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が
ぜんこう ふぞく きかん ほか、 しちょう た しつこう きかん さだ
1年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に
しちょう た しつこう きかん ぜんこう きてい ふぞく きかん せつち
報告しなければならない。

いん
(委員の委嘱等)

だい じょう 3 条 附属機関（前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5
だいいち じょう 3 条から第8条までにおいて同じ。）の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関
かん ひつよう じこう さだ
が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命す
る。

いん
(委員の任期の特則等)

だい じょう 4 条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間
とす。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

とくべつ
(特別委員及び専門委員)

だい じょう 5 条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、
せんもん じこう ちゆうさ ひつよう
専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、
とくべつ いん せんもん いん がくしきけん せんもん いん た しちょうとう みてい
市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に
かん ちゆうさ しゅうりょう かんしやく せんもん いん せんもん じこう
関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

ぶかい
(部会)

だい じょう 6 条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認
めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることが
できる。

ひみつ まも ぎむ
(秘密を守る義務)

だい じょう 7 条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らして
はならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

だい じょう 8 条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
(この規則の公布の日は、平成25年11月15日である。)

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 京都市町名、町界変更審議会条例
- (2) 京都市工場等集団化助成審議会条例
- (3) 京都市美観風致審議会条例
- (4) 京都市医療扶助審議会条例
- (5) 京都市特別職報酬等審議会条例
- (6) 京都市医療施設審議会条例
- (7) 京都市交通対策審議会条例
- (8) 京都市不動産評価委員会条例
- (9) 京都市住宅審議会条例
- (10) 京都市大規模小売店舗立地審議会条例

(関係条例の一部改正)

3 京都市市民参加推進条例の一部を次のように改正する。
第7条の見出し中「審議会等」を「附属機関等」に改め、同条第1項本文中「審議会その他の」を削り、「附属機関」の右に「の会議」を加え、「これに類する合議体（以下「審議会等」という。）の」を「市民、学識経験のある者等で構成する」に改め、同条第2項本文中「審議会等」を「前項」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項本文」に改める。

第8条第1項中「審議会等」を「附属機関」に、「を委嘱する」を「の委嘱等」に改め、同条第2項中「審議会等の委員を委嘱する」を「附属機関の委員の委嘱等」に、「審議会等の会議」を「前条第1項の会議」に改める。

第11条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

(フォーラム)

第11条 市民参加の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市市民参加推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）を置く。

(フォーラムの組織)

第12条 フォーラムは、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、公募により選任された者、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。

2 公募により選任された者を除き、委員は、再任されることができる。

4 京都市男女共同参画推進条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「審議会その他の」を削り、「これに類する合議体」を「市民、学識経験のある者等で構成する会議」に改める。

（旧附属機関等の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置）

5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に次の表の中欄に掲げる附属機関又は合議体（以下「旧附属機関等」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表の右欄に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

1	附則第2項各号（第7号を除く。）に掲げる条例に基づく附属機関	別表に掲げる附属機関で中欄に掲げる附属機関と同一の名称のもの
2	施行日前に存する合議体で右欄のいずれかに相当するもの	別表に掲げる附属機関（1の項の右欄に掲げるものを除く。）、第2条第2項に規定する附属機関又は附則第3項の規定による改正後の京都市市民参加推進条例第11条に規定する京都市市民参加推進フォーラム

（委員の任期の特例）

6 この条例の施行の際現に従前の旧附属機関等の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、施行日における従前の旧附属機関等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

（秘密を守る義務に関する経過措置）

7 京都市不動産評価委員会の委員であった者については、この条例による廃止前の京都市不動産評価委員会条例第6条第2項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）（抄）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
京都市多文化施策懇話会	地域における多文化共生（国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。）の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	12人以内	2年

きょうと したぶん か しきくこん わかい きそく
京都市多文化施策懇話会規則

しゆし
(趣旨)

だい じょう この きそくは、きょうと ししつこう きかん ふぞく きかん せつちとう かん じょうれいだい じょう きてい もと
第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、
きょうと したぶん か しきくこん わかい かん ひつよう じこう さだ
京都市多文化施策懇話会（以下「懇話会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

ざちよう
(座長)

だい じょう こん わかい ざちよう お
第2条 懇話会に座長を置く。

2 ざちよう いいん こせん さだ
座長は、委員の互選により定める。

3 ざちよう こん わかい だいひよう かい む そうり
座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 ざちよう じこ ざちよう しめい いいん しょくむ だいら
座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

しやうしゅうおよ ぎじ
(招集及び議事)

だい じょう こん わかい ざちよう しやうしゅう ざちようおよ しょくむ だいら もの ざいにん
第3条 懇話会は、座長が招集する。ただし、座長及びその職務を代理する者が在任しないとき
の懇話会は、市長が招集する。

2 ざちよう かいぎ ざちよう
座長は、会議の議長となる。

3 こん わかい いいん かはんすう しゆっせき かいぎ ひら
懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 こん わかい ぎじ しゆっせき いいん かはんすう けつ か ひどうすう ざちよう けつ
懇話会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ
よる。

5 こん わかい ひつよう みと いいん いがいのもの たい いけん ちんじゆつ せつめい ほか
懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の
ひつよう きやうりやく もと
必要な協力を求めることができる。

しよむ
(庶務)

だい じょう こん わかい しよむ そうごう きかくきく おこな
第4条 懇話会の庶務は、総合企画局において行う。

ほそく
(補則)

だい じょう この きそく さだ こん わかい うんえい かん ひつよう じこう ざちよう さだ
第5条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

ふ ぞく
附 則

しこう きじつ
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

けいか そち
(経過措置)

2 だい じょうだい こう きてい こん わかい ざちよう
第2条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の懇話会に相当する合議体
の座長である者は、この規則の施行の日に懇話会の座長として定められたものとみなす。

ふ ぞく
附 則

しこう きじつ
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の公布の日は、平成25年11月15日である。)

けいか そち
(経過措置)

2 だい じょうだい こう きてい こん わかい ざちよう
第2条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の懇話会に相当する合議体
の座長である者は、この規則の施行の日に懇話会の座長として定められたものとみなす。

きょうと し た ぶん か し さく こん わ かい
京都市多文化施策懇話会
ねん ど へいせい ねん ど ほうこくしょ
2013年度 (平成25年度) 報告書

ねん へいせい ねん がつはっこう
2014年 (平成26年) 3月発行

きょうと し た ぶん か し さく こん わ かい
京都市多文化施策懇話会

じ む きょく きょうと し ぞうごう き かくきょくこくさい か すいしんしつ
事務局：京都市総合企画局国際化推進室

きょうと し なかぎょうく てるまち おいけあが かみほんのう じまえちよう ばん ち
〒604-8571 京都市中京区寺町御池上る上本能寺前町488 番地

TEL075-222-3072 FAX075-222-3055

E-mail:kokusai@city.kyoto.jp